

令和7年度 第1回 障がい者協議会 概要

日時

令和7年7月16日（水）午後2時00分～

場所

東員町役場西庁舎 2階 201会議室

出席者

中村 弘樹 障がい者総合相談支援センターそういん（医療法人北勢会）センター長

江浪 怜志 障がい者総合相談支援センターそういん（医療法人北勢会）副センター長

尾宮 美穂 社会福祉法人東員町社会福祉協議会相談支援専門員

三宅 徹 社会福祉法人いずみ地域活動支援センター長

刀根 ゆづ美 医療法人大仲会大仲さつき病院ケースワーカー

三林 大高 東員町役場学校教育課学校教育課長

三林 孝夫 東員町障がい児（者）を守る会顧問

河村 之子 東員町民生委員児童委員協議会障がい者福祉部長

太田 憲明 東員町役場子ども家庭課課長

児玉 豊和 東員町役場健康長寿課課長

〔事務局〕

南部 博輝 東員町役場地域福祉課課長

廣田 千恵 東員町役場地域福祉課主査

鈴木 孝太 東員町役場地域福祉課

1 開会

【事務局】

今年度、委員の1名が退任したため、基幹相談支援センター相談支援専門員の尾宮美穂様を後任として選出させていただいた。

2 あいさつ

南部地域福祉課長よりあいさつ

障害者協議会委員の中に障害をおもちの方はみえないが、日頃から実際に障がい者の方へかかわってみえる皆さまに代弁者としての役割を担っていただくよう委員へ依頼。

3 議事

(1) 第7期東員町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 PDCA 等について

1 第7期東員町障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画 PDCA (資料1)

＜資料に基づき事務局から説明＞

【事務局】

- ・一般就労への移行について、令和6年度の実績が、福祉サービスから一般就労に移行した方が9名。福祉サービスの利用はなく、障害者手帳をお持ちで、町の就労連携事業に直接ご相談いただいた方で一般就労へ移行した方が1名。計10名移行している。就労連携事業を実施する前の、令和4年度の一般就労者数が2名であり、就労連携事業を実施後年々増加している。引き続き強化した取組を実施していく。
- ・同行援護について、今年度に入りサービス利用の要望があったが、現在サービス提供可能な事業所が町内にない状況。本年度に町内の事業所と協議させていただきながら、事業実施について検討していきたい。
- ・児童発達支援等の障害児の通所サービスについて、実績値が計画値を大幅に上回り続けている。サービスの本来の趣旨である、療育支援について、窓口や発達支援室主催の療育教室などで引き続き周知していく。
- ・セルフプランについては、直ちに導入するのではなく、現状を見ながら慎重に検討していくこととする。

2 障害のある方等の現状（資料2）

＜資料に基づき事務局から説明＞

【事務局】

- ・障害児保育、特別支援教育について、利用者が増加している。障がい児の福祉サービスへの接続、学校と福祉サービス事業所との調整など、関係部署・機関との連携を綿密に実施していく必要がある。
- ・障害者雇用について、ハローワークの求職登録者数の内訳で、精神障害の方が多く、手帳自体も取得者数が伸びている。ハローワークや事業所と連携し、町の就労連携事業にて引き続き取り組みを強化していきたい。

3 就労選択支援について（資料3）

＜資料に基づき事務局から説明＞

【事務局】

令和7年10月1日からサービス開始予定。町から、三重県障がい福祉課へ、なるべく早くの事業所の公表を求めた。県より情報が得られたら、実務者会議等にて、情報を共有し、計画相談や支給決定に反映していきたい。

【(1) 1～3 主な意見等】

なし

(2) 令和6年度障がい者虐待件数等の報告について

＜事務局から説明＞

【事務局】

令和6年度は身体的虐待が1件。事業所からの通報で発覚し、再発防止に向けて対応した。今後も計画相談員、事業所と連携しながら見守りを実施していく。

障害者差別解消法による相談件数については、令和6年度は0件。

【主な意見等】

なし

(3) 令和7年度検討事項について

1 基幹相談支援センター事業（資料4）

＜資料に基づき事務局から説明＞

【事務局】

基幹相談支援センターについて、相談支援事業所は、主として障害福祉サービスを利用する障害者向けにケアマネジメントと伴走支援を行うが、基幹相談支援センターでは①どのような相談も受け付ける。具体的な障害福祉サービス利用につながらない相談事項にも対応する。②地域全体の支援力を底上げする役割を担う。（地域課題を解決するための地域連携体制の構築や人材育成やバックアップなど）という違いがある。町で包括的な支援体制整備に向け、既存事業の見直しや整理を実施している中で、基幹相談支援センターが国の示している基準を網羅しているか不明確な部分があった。町で国の基準を再度確認し、国の基準、町の方針を精査し、事業所への委託も含め、今後の運営をどのようにしていくかというところを検討していく。

【主な意見等】

- ・近隣市町は、基幹相談支援事業、一時的な相談窓口など、それぞれの役割を異なる事業所が担っているが、東員町は全ての役割を複数の事業所全てが担っている。その点を整理・検討できると良いのでは。
- ・事業・運営内容に見合った委託料、報酬について検討していくべき。

2 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給基準（資料5）

＜資料に基づき事務局から説明＞

【事務局】

介護給付費等について、国の事務処理要領、支給決定基準に基づかない特例的な支給決定を行う際は、各市町村で独自に定めている支給決定基準に基づかなければならない。東員町でも独自の支給決定基準を設けているが、現状に則していないため、近隣市町の状況や相談支援専門員の意見を参考に基準の改定を検討していく。

【主な意見等】

- ・国が定めている事業の中にはサービスを提供すればするほど事業所が赤字になるものがある。それに対して、町独自の加算や報酬を検討してもらいたい。

(4) 令和7年度新規事業について

東員町生活困窮者自立相談支援事業

<事務局から説明>

【事務局】

令和7年度より東員町の社会福祉協議会に委託し実施している。昨年までも、委託という形ではないが、町社協が困窮相談として既に実施していた事業となるが改めて内容を整理し、実施した。概要は、来所や訪問による一時的な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行い、必要に応じて役場の困窮担当や関係部署、包括支援センター、福祉事務所などにつなぐ、又は連携した対応を行う。また、相談内容から自立相談支援機関（三重県社協が三重県生活相談支援センターを開設）が実施する自立相談支援事業の利用勧奨を行い、センターへつなぐという役割も担っている。また、センターを利用した後も、センターが開催する支援調整会議へ参加し、相談者の状態や情報を適宜確認し、訪問や同行も含めた相談者のフォローアップも行っていく事業となる。近年複合的な相談が増えており、困窮窓口としての開設ではあるが、困窮だけではなく、様々な相談に対し、関係機関と連携した支援、対応をしていく。

【主な意見等】

- ・支援や相談窓口を必要としている方が、窓口を知らなかった故にサービスを受けられないことは避けなければならない。広報などを活用して、積極的に支援内容や相談窓口の周知活動に取り組んで欲しい。

4 今年度の協議会日程について

全2回

第2回 令和8年2月13日（金） 午後2時